

流山市農業委員会  
平成21年第5回  
総会議事録

平成21年5月25日招集

流山市農業委員会

## 流山市農業委員会平成21年5月総会議事録

1 期日 平成21年5月25日(月)

2 場所 流山市役所302会議室

3 議長名 高市 正義

4 出席委員(15名)

1番 水野 敬久	2番 藤井 俊行
3番 坂巻 忠志	4番 中村 敏則
5番 大作 榮	6番 根本 隆
7番 小林 常男	8番 須郷 英夫
9番 水代 啓司	10番 渋谷 辰夫
11番 戸部 源房	12番 伊藤 實
13番 石井 勇	14番 大塚 侃
16番 高市 正義	

5 欠席委員(1名)

15番 秋谷 博

6 書記名 次長補佐 吉田 勝実

7 事務局 事務局長 池田 孝  
事務局次長 岡田 敏夫

8 会議目次

- |            |                            |    |
|------------|----------------------------|----|
| (1) 議案第22号 | 流山市農業委員会委員の辞任に関する同意について    | 1  |
| (2) 議案第23号 | 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)  | 2  |
| (3) 議案第24号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) | 3  |
| (4) 議案第25号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について     | 9  |
| (5) 報告第5号  | 専決処理の報告について                | 11 |

開会 午後16時00分

**高市議長** それでは、ただいまから平成21年第5回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員15名、欠席委員は1名であります。

よって定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員を指名いたします。7番小林委員、8番須郷委員を指名いたします。

また、会議の書記とし吉田次長補佐を任命いたします。

これより議事に入ります。

本日の議案につきましては、お手元に配布してありますとおり、議案第22号から議案第25号及び報告第5号であります。

それでは、議案第22号「流山市農業委員会委員の辞任に関する同意について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

**岡田次長** 議案書の1ページでございます。

議案第22号 流山市農業委員会委員の辞任に関する同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第16条の規定により、流山市農業委員会委員の辞任について同意を求める。

平成21年5月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

流山市農業委員会委員の辞任の同意を求める者でございますが、12番、伊藤實委員でございます。

本案については、去る5月15日付けで伊藤實委員から、一身上の都合により農業委員会委員を辞職したい旨の願い出があったことから、農業委員会等に関する法律第16条第1項の規定により同意を求めるものでございます。以上でございます。

**高市議長** 以上をもって、本案につきまして議案の説明が終わりました。

本案については、去る5月15日付けで、伊藤委員から農業委員会委員を辞職したい旨の願い出があり、お諮りするものであります。

なお、本案については、伊藤委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第24条第1項の規定により、伊藤委員の退席を願います。

（伊藤委員退席）

**高市議長** これより、本案に対する質疑に入ります。

**11番(戸部委員)** 伊藤委員は何で辞任するのですか。

**高市議長** 伊藤委員は議会推薦でなられておられます。今回、臨時議会において伊藤委員は市議会議長に就任しましたので、そのため伊藤委員は農業委員を辞任された形でございます。

**11番(戸部委員)** わかりました。

**高市議長** ほかに御質問はございますか。

**6番(根本委員)** 過去には議長になった人は皆辞めているのでしょうか。

**高市議長** 辞めていってます。両方やる訳にはいきませんので。

他に御質問はございませんか。

(なしの声あり。)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、同意することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、同意することに決定いたしました。

それでは、伊藤委員に入室していただき、御挨拶をいただきたいと思えます。

(伊藤委員入室)

(**伊藤前委員**) ただいま御承認をいただきましてありがとうございます。このたび、皆様の信任をいただきまして、去る5月14日、流山市議会第24代議長として就任することとなりました。農業委員在職中は、3期に亘り、皆様方に大変お世話になりました。この経験を今後とも市政に活かしてまいりたいと思えます。本当にありがとうございます。

**高市議長** それでは伊藤委員におかれましては、今後は流山市議会におきまして、市政発展に御尽力いただきたいと思えます。

伊藤委員の御活躍を御期待申し上げます。

(伊藤委員退室)

**高市議長** 次に、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」(市許可)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

**岡田次長** 議案書の2ページでございます。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)

農地法第3条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年5月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

案内図は1ページでございます。

申請地は、流山市西深井の田、1,021㎡でございます。

譲受人は、市内で農業を営んでおります。

農業経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものでございます。以上でございます。

**高市議長** 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。渋谷委員長。

**渋谷委員長** 議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について(市許可)」御報告いたします。

権利者は62歳で、職業は農業です。義務者は68歳で、職業は無職です。農業従事者は2人であります。

申請事由としては、経営規模の拡大を図るため、農地を購入しようとするものです。

申請地の両脇は、権利者の耕作地であるため、申請地を取得することによって、合わせて3反の田として集約できるものであります。

権利者の営農状況につきましては、田が3,063㎡、畑が2,478㎡、合計で5,541㎡です。

農繁期には子供も手伝いをしてくれるとのことであり、今回の申請地を含め、これからも耕作を行っていききたいとのことであります。

次に作付け状況については、水稻が作付けされておりますが、今年の作付けについては、苗の用意ができないため、義務者が用意していた苗で田植えを行い、これを収穫後、来季から権利者が作付けを行うものであります。

次に、売買価格については、500万円でありました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

(なしの声あり。)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

**高市議長** 次に、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請につい

て」(恒久転用)を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

**岡田次長** 議案書の3ページでございます。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)  
農地法第5条の規定による許可申請を次のとおりとする。

平成21年5月25日提出 流山市農業委員長 高市 正義

今月の5条の許可申請は4件でございます。

まず1番目ですが、案内図は2ページ、3ページでございます。

申請地は、流山市名都借の畑、24㎡でございます。

転用目的は、駐車場の建設です。

家族内で新たに車を購入する必要性が生じたことから、駐車場を建設するものでございます。所要資金は全額47万6千円で自己資金で賄う予定でございます。

他法令の関係は特にございません。

次に2番ですが、案内図は4ページ、5ページでございます。

申請地は流山市西深井の畑、437㎡でございます。

転用目的は分家住宅の建設です。権利者は現在結婚しアパートに居住しておりますが、7月には子供も生まれアパートでは手狭となるため、分家住宅を建設するのでございます。

所要資金は3,200万円で全額金融機関からの借入金で賄う予定ということでございます。他法令の関係は都市計画法が該当し現在手続き中でございます。

次に議案書は4ページになります。

次の3番、4番は同一事業でございます。

案内図は6ページ、7ページでございます。

申請地は流山市前ヶ崎の畑、3番は6,467㎡、4番が1,801㎡、合計で5筆、8,268㎡でございます。

転用目的は野球場の建設です。

近隣地域や小金地区の小・中学生、高校生球児及び野球愛好家向けの野球練習場を作り、野球を通じ地域活性化と少年野球に夢と希望を与えたいというものでございます。所要資金は280万円で、全額自己資金で賄う予定でございます。他法令の関係は「流山市開発事業における事前協議の手続き等に関する条例」が該当し現在手続き中でございます。以上でございます。

**高市議長** 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。渋谷委員長。

**渋谷委員長** 議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒

久転用)」御報告いたします。

最初に1番であります。転用目的については、駐車場とするものであります。

申請理由としては、権利者のお孫さんも免許を持つようになって車も増え、現在使用している2台分の駐車スペースでは不足してきたため、ここに隣接する土地24㎡を取得し、駐車場用地を拡幅したいということでありました。

駐車場整備にあたっては、下地をならし、コンクリート敷きにするもので、周辺農地への被害もないとのことでありました。

資金所要額については、土地購入費の21万7千円を含め合計47万6千円で、これを自己資金で賄うというものであります。

次に2番についてであります。申請目的につきましても、分家住宅を建築したいということでありました。

申請理由につきましても、権利者は義務者の長男で、現在は結婚しアパートにすんでおります。

7月には子供も生まれ、現在のアパートでは手狭になること。また、実家の跡は姉が継ぐことになっているため、今回の申請に至ったということでありました。

次に、周辺農地への被害防除対策等については、地盤面は高くせず、ブロックを設け、土砂の流出を防止し、排水については、合併処理浄化槽を設置し処理するものである。

また、工事にあたっては、道路の中心から2メートルバックし施工することでありました。

次に、資金所要額については、建築費2,500万円のほか、諸費用を含め3,200万円を借入金で賄うもので、金融機関の借入承認も得ているとのことでありました。

他法令につきましても、都市計画法の開発行為が該当し、現在申請中でありました。

次に3番の案件であります。次の4番と関連しておりますので、一括して御報告いたします。

申請目的といたしましては、野球場として整備したいというものであります。

最初に、権利者の主な業務内容ですが、アマチュア野球チームに特化した、少年野球から高校野球、大学野球などの野球チームの遠征・合宿の手配をする専門の旅行会社で、従業員は9名。会社を設立して今期で4期目とのことでありました。

事業経歴といたしましては、最近では、春の選抜高校野球大会に優勝した

チームのバスや宿泊の手配などを行ったほか、高校野球大会に限らず、様々な野球チームの遠征合宿の手配などを行っているとのことでありました。

また、経営状況としては、3期目となる昨年からは黒字となり、今期についても、黒字を見込んでいるとのことでありました。

次に、申請に至った経緯等についてですが、申請地は、北小金駅から10分程度と駅から近く、また、風光明媚な所でもあり、野球場として最適な環境であること。また、申請者代表自身も野球チームを持っており、以前から自身のグラウンドを作りたいと考えていたところ、今回、土地所有者の方から協力が得られることになったため、申請に至ったとのことでありました。

次に、事業計画の概要であります。稼働日は火曜から日曜まで。基本的には夕方からの6時から8時くらいの間で、夜間については、投光機を使い練習を行うものです。

また、現地での管理については、この間、社員を常駐させるとのことでした。

次に、流山や北小金地域での少年野球チーム数は、合わせて38チームほど、小学生の学童野球チームについては、約40チームあるとのことでした。

次に、周辺農地への被害防除対策ですが、3メートル程度のバックネットを設置する。また、周囲にネットフェンスを設け、隣接の農地に迷惑をかけるないように注意するという事です。

なお、試合を行う場合、現状では軟式ボールだけを考慮しており、硬式ボールを使うのは、ノック、または、バッティングをやる時はバッティングゲージを使った練習のみとするというものです。

次に、用水・排水計画等についてですが、雨水については、富士川に横断管が通っていますが、流域界の変更は伴わないため、特段差支えないということで、この点については、事前協議を宅地課に提出しており、指摘があれば対応したいとのことでありました。また、トイレについては、仮設トイレを設置する計画でした。

用水については、基本的に飲み水等については水筒またはペットボトルを子供たちが持ち込む形とし、あとは車でポリタンクに水を運び込む予定で、当座は井戸を掘ることなどの計画はないとのことでした。

なお、グラウンドの水撒きのことなども含め、今後も運営しながら考えていきたいとのことでありました。

次に、転用に伴う資金所要額は、整備費等で280万円。これを全額自己資金で賄う計画です。

最後に、他法令の関係であります。都市計画法の手続きにつきましては、1ヘクタール以上の場合は、第2種特定工作物として手続きが必要となります。



すが、今回の施設は約8,000㎡のため、不要となっております。

ただし、市の条例の中で、関係各課の意見を求める条例があるため、「流山市開発事業における事前協議の手続き等に関する条例」の手続きを、宅地課を通じ行っております。

また、申請地は富士川土地改良区に入っておりますので、土地改良区の意見書も添付されておりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。

**11番(戸部委員)** 私はいろいろと小委員会で聞いておりますが、もう一度3番と4番の権利者がどういう業務を行っている会社なのか。昨年から黒字になったということですが実際どの位売上げているのか。それから今回取得するにあたり夕方6時から8時まで学校が終わってから投光機を使い毎日練習を行うと聞いておりますが、それではたして信用出来るのかどうか。

それから3番目がグラウンドであると水を使うと思いますが、ポリタンクで足りるのかどうか。夏場だと砂嵐が吹いたら周りに家が無いから大丈夫だと思いますが、これらのことについてはどうなのか。

今後のことも含め私は大体理解していますが皆さんはどうでしょうか。

**岡田次長** まず、一点目の3番と4番の権利者の会社設立ですが、平成18年4月17日でございます。目的といたしましては、定款に記載されているところは13項目ほどございますけれども、一番目に旅行業法に基づく旅行業ということで、これにつきましては先ほど委員長の方から御説明がありましたが、野球に特化した旅行業を行っております、その辺の方面で収入をあげているということでございます。収入ですが、去年は売上の的には1億2千万円でございます。今年は今の状況でまいりますと1億8千万円位の収入があるのではないかとということで見込んでいるということです。

今後の運営料につきましては、練習場の見込み収入ですが、月に2千円の30人で6万円かける12か月で72万円。それから中学校の硬式野球チームということで5千円かける30名かける12か月で180万円。それから、クラブ会費として年間1万5千円を50名で75万円ということで、この練習場で見込んでいるのが327万円を見込んでいるということです。

それから、費用としては、賃貸料として月14万円かける12か月で168万円、管理費が6万円かける12か月で72万円、合わせて240万円でございます。

水につきましては、当面は持ち込みということで、処理していきたいというお話でございました。確かに砂埃等がたつ恐れが懸念されますので、その点につきましては、今後、検討していきたいということでございます。当面事前の策といたしましては、近くに自治会館がございますので、自治会側とも協議をいたしまして、利用できるような方向で協議をしてみたいということもお話しておりました。以上でございます。

**11番(戸部委員)** わかりました。ありがとうございます。

**高市議長** 他にございますか

**3番(坂巻委員)** 図面から見て、北側のネットが若干狭いようですが。中学生の硬球でのフリーバッティングは行わないようだが、小学生が軟式球で行うとライト、センター側は距離あるがレフト側は狭いのでは。レフト側までの距離はどの位あるのですか。

**岡田次長** 60メートルでございます。

**3番(坂巻委員)** ネットの方が若干狭いようですが。この図面からすると北側ですが。硬球の場合の中学生は、通常のフリーバッティングはやらない。ネットゲージで練習するからボールは飛ばないけど、小学生の場合軟式でやる。ライト側はスペースがあるがレフト側はどれ位あるんですか。3メートルのネットを付けると御説明がありましたが、今は小学生も大きい子だから結構飛ばしますので、北側が耕作地であったりすると風評被害みたいなのが出かねないという心配がちょっとします。それから富士川の方の残地はどういうふうにされるんですか。

**岡田次長** 実際の距離は60メートル位になるかと思えます。その点も懸念されますのでお聞きしたところ、軟式野球で小学生で主に練習なので、3メートル程度あれば外には出ないというような認識は申請者の方は示しておりました。また、残地につきましては、今後も協力を求めていきたいということで、今回は協力していただけませんでした。が、今後も話をしていきたいということです。

**3番(坂巻委員)** レフト側は富士川ですが、ライト側が耕作していた場合、ファールボールはけっこう上にあがるので、南側が耕作しているとするボールが頻繁に入る恐れがあります。そういうところが少し心配になる場所です。

**岡田次長** その点も懸念されますので、その点、申請者に確認いたしまして隣地に迷惑がかからないようなフェンスを設けるように指導してまいります。

また、南側の地主さんにも御挨拶に行くように申し伝えます。

**高市議長** 他に質疑ございますか。

**2番(藤井委員)** 今日は保留などにしないで採決するのでしょうか。近隣に

話が通ってなくても、当然の事を行ってない事業者に対して許可をしてよいのでしょうか。

**岡田次長** 基本的にこれは隣地が農地の場合には話をして説明をしなさいと農地法の許可申請にはなっております。今回の場合は、隣地の間に水路がございまして、直接には隣地になってございませぬので、その点は今回申請に際しては、直接的には指導はしておりませぬ。

○**高市議長** ですから、いくら間に溝があっても隣地ですから、野球場をやらせてくださいという一言を業者の方から行くのはあたりまえのことなので、それは事務局からそういう形にさせてください。

ほかに質疑なしでよろしいですか。

(なしの声あり。)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、多数であります。

よって本案は、許可することに決定いたしました。

**高市議長** 次に、議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。岡田次長。

**岡田次長** 議案書の5ページでございます。

議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」  
租税特別措置法施行令第40条の7及び租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

平成21年5月25日提出 流山市農業委員会長 高市 正義

案内図は8ページでございます。

願い出のあった土地は、流山市思井の畑、12筆、3,942㎡でございます。相続人は被相続人の長女にあたり市内で農業を営んでおります。以上でございます。

**高市議長** 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案について、委員長の報告を求めます。渋谷委員長。

**渋谷委員長** 議案第25号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」御報告いたします

被相続人は、昭和2年生まれで、平成20年8月11日に81歳で亡くなりました。相続人は、被相続人の長女で昭和25年生まれの58歳、被相

続人の長女にあたります。

最初に、現地の状況ですが、今回申請があった農地は、相続人の自宅脇の道路を挟んだ西側にあり、申請地12筆が連たんした畑として、耕作が行われておりました。主な農作物としては、枝豆やネギなどを作付けし、これらの販売先としては、主に宮園地域の方々を対象に販売を行っているとのことでありました。

今回の申請地は市街化区域内にある農地のため、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し耕作を続けなければならないことを説明いたしました。

農業従事者は2人でありましたが、長男もいて、会社勤めをしているようですが、トラクターを使つての耕起など農作業の手伝いをしてくれるとのことでありました。また、耕作ができなくなった場合は、引き継いでいくことになっており、大丈夫になっており、大丈夫ですとの返事を得ております。

最後になりましたが、申請当初においては、鱈ヶ崎にある畑1筆も納税猶予を受けたいとのことでありましたが、この農地は、市民農園のような形で利用されておりましたことから、小委員会において申請者に確認をいたしました。その結果、この農地については、トラクターの搬入路もないため、自ら終生、耕作するには困難な場所であることから、当該農地については、除外することとなりました。

以上のことをもとに審議しましたところ、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**高市議長** これをもって、委員長の報告を終わります。

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

**11番(戸部委員)** 小委員会でお話がありましたが、鱈ヶ崎の土地は納税猶予を受けないということになりましたが、当初は受けるということでした。その辺についての事情をもう少し詳しく説明をお願いします。

**岡田次長** 今回もう1筆鱈ヶ崎の農地も納税猶予を受けたいという申請がございました。これは農業委員さんも含めて現地を見に行つたわけですが、現地の状況は市民農園として地主さんが一般の方々に貸し付けて耕作して頂いている形でありました。基本的に納税猶予を受ける土地につきましては、まず被相続人がその土地で農業を行っていた農地が該当します。今後、その土地を含めて引き続き農業を行っていくことが納税猶予を受ける条件でございますので、一義的には親御さんがその土地で農業をやっているということが条件でございますので、その点も含めて確認をしたわけでございます。

その土地は現在も貸し付けてあるということで、そこから市民農園の貸付料を徴収して、固定資産税を納入しているようなお話もされておりましたので、そうしますと当然納税猶予は受けられないということで、その点も含め申請者の方に説明をして、今回につきましては、委員長の報告にもありましたが、ここは道路付きがありませんので、トラクターも入っていけない場所でございます。地主さんも今後の土地活用も検討しているようでございまして、生産緑地500㎡に道路を作りますと当然面積が500㎡を割ってしまうということになりますと、生産緑地指定も解除されて、納税猶予も危なくなるという形が見込まれますので、地主さんと協議をいたしまして、今回その1筆は申請の中から取り下げをしていただいたということでございます。

相続税の納税猶予を受けた土地につきましては、今後3年ごとに農業委員が現場を見に行くことになっております。その点で、3年後にまた貸付地、市民農園でございますと、当然その土地は納税猶予の対象から外される可能性がありますので、その点も含めて十分に考慮されたほうがよろしいということで指導したわけでございます。

**11番(戸部委員)**わかりました。

**高市議長** ほかにございます。

(なしの声あり。)

**高市議長** 質疑なしと認めます。

これより表決を行います。

本案について、委員長の報告のとおり、証明することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手、全員であります。

よって本案は、証明することに決定いたしました。

**高市議長** 次に、報告第5号「専決処理の報告について」報告を求めます。

岡田次長。

**岡田次長** それでは議案書の6ページでございます。

報告第5号 専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規定第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

平成21年5月25日報告 流山市農業委員会長 高市 正義

1番、農地法第4条第1項第5号の規定による届出でございます。これは4月分でございますが、4条につきましては3件の届出でございます。転用目的別では、住宅用地が3件ございました。以上3件3筆、789㎡、内訳は田1筆273㎡、畑2筆516㎡でございます。

次に2番、農地法第5条第1項第3号の規定による届出でございますが、これも4月分につきましては、7件の届出がございました。移転の原因別では、売買が5件、使用貸借が2件でございます。転用目的別では、住宅用地が5件、倉庫が1件、駐車場が1件でございます。以上7件12筆、5,758㎡、内訳は田3筆2,352㎡、畑9筆3,406㎡でございます。以上でございます。

**高市議長** ただいま報告がありました。御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり。)

**高市議長** 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、定例総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

閉会 午後16時48分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

平成21年5月25日

議長 流山市農業委員会会長 **高市 正義**

流山市農業委員会委員 **小林 常男**

流山市農業委員会委員 **須郷 英夫**